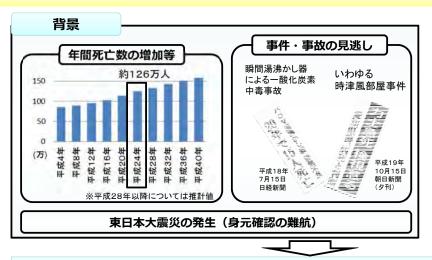
死因究明等の推進及び全国の 死因究明等推進協議会の状況等について

平成31年3月28日

内閣府死因究明等施策推進室

死因究明等推進計画の策定について



死因究明等に係る課題

警察の死体調査・検視 に係る体制の不十分さ

死体を検案する医師の 専門的能力の不十分さ

解剖の実施に係る体制の 不十分さ

身元確認のための平素から の態勢整備の不十分さ

死因究明等の実施に係る充実強化に関する世論の高まり

死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号)が成立(2年の限時法)

内閣府に死因究明等推進会議(会長:内閣官房長官)を設置

死因究明等推進計画の閣議決定(平成26年6月)

- ・警察官等に対する研修等の充実、検視官の臨場率の更なる向上 ・検案に携わる医師の充実及び技術向上

 - ・政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化
 - ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
 - ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用



死因究明の目的と対象範囲

(死因究明等の推進に関する法律)

何のため

公衆衛生等

刑事責任 の追及等

死者と遺族の 権利利益



人口動態統計(死亡 統計)の正確性の確 保、公衆衛生の向上



犯罪捜査又は犯罪死 見逃し防止、被害の 拡大及び再発の防止

亡くなった理由を知りたい との遺族の思いへの対応

死因究明 の手法

診察医による 死亡診断

死体検

CT診

解剖

薬毒物検査

など

主な課題

「死因究明等推進計画」の推進

①死体検案医の研修、②都道府県での地方協議会設置促進と 国との円滑な連携、③解剖医の確保とキャリアパス形成

困鏈象技



死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- ○死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号)に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- ○死因究明等推進会議(会長:内閣官房長官)が計画の案を作成
- ○計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ(平成26年4月) ⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、**死因究明等推進計画を閣議決定(平成26年6月13日)**

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

- ○計画策定の**経緯・背景**
- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性

○計画策定によって期待される効果

- ① 死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付けられること
- ② 死因究明等に係る**実施体制の強化**
- ③ 死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

- 1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の 全国的な整備
- ・政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視
- ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要認
- ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請等
- 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医 師等の人材の育成及び資質の向上
- ・警察官、海上保安官に対する研修等の充実
- ・5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検 案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上
- 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異 状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等

- 2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 大学における死因究明等に係る人材育成の促進

- 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備

筡 6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のた 等

等

- めの科学的な調査の活用 ・薬毒物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実
- 7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的 な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用等
- 8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応

第3 推進体制等

○**政府・地方の推進体制構築** ○大学、医療機関等の**関係者の協力の確保** ○社会情勢の変化等踏まえ、**適宜施策の検証及び見直し**

等

死因究明等推進協議会

37都道府県で開催

愛媛県	北海道	大阪府
福岡県	福井県	鳥取県
東京都	三重県	長野県
滋賀県	千葉県	大分県
新潟県	山口県	山形県
秋田県	愛知県	沖縄県
岡山県	佐賀県	福島県
茨城県	広島県	長崎県
高知県	徳島県	神奈川県
静岡県	石川県	京都府
兵庫県	富山県	香川県
岐阜県	群馬県	
埼玉県	栃木県	

地方協議会の構成員

平成31年3月現在

【知事部局・医師会・歯科医師会・大学(法医歯学等)・地検・警察・海保以外の構成員】

		7H T HI		- H-P - A			,,,	()4				- ·	14 N/2						
	愛媛	福岡	東京	滋賀	新潟	秋田	超山	茨 城	高知	静岡	兵庫	岐阜	埼玉	北海道	福井	川量	千葉	口臣	愛知
病院協会				•			•					•						•	•
保健所長会				•			•								•				•
医師・技師			4		5		256	1110	10		24		1		1			12	2
その他			11)	3	11)							3			3				11)
	佐賀	広島	徳島	石川	正剛	群馬	栃木	大阪	島即	長野	大分	山形	沖縄	福島	長崎	神奈川	京都	香川	
病院協会							•										•		
保健所長会																			
医師・技師		12	5			·		4510	610					1			·		
その他								711	711							11)			

- ※ ①病理医、②放射線医、③薬剤師会、④監察医、⑤救急医、⑥小児科医、⑦訪問看護
- ※ ⑩~筑波剖検センター(茨城)、診療放射線技師会(高知)、高度急性期医療(大阪)、 画像診断治療学(鳥取) ⑪~学識経験者(東京)、消防長会(新潟)、 県防災局(愛知)、保健医療財団、住民代表(NPO) (大阪) 介護支援、要保護児童対策地域協議会(鳥取)、弁護士(神奈川)
- ※ 徳島はテーマによって委員を追加している(子どもの死因の時は⑥、高齢者の死因の時は在宅医療、老人保健施設、 老人福祉施設及び消防長会)

各地の話題の例

死亡時画像診断(死後CTなど)

- 死体のCT撮影画像を適切に「読影」できる力量のある医師が不足している。
- 撮影・読影の「費用負担」が不明確で、病院や遺族負担になっていることも多い。
- <u>解剖結果との照合など大学との連携方策について検討していきたい。</u>
- CTを遺体に用いることに病院現場で理解を得にくい場合の対応をどうするか。

医師の検案

- 死因究明を担う人材の育成、研修について、効果的な取組を進める必要がある。 (検案書の質の問題、解剖結果との照合(検案医へのフィードバック)、県独自の 臨床医などに対する研修など)
- 検案医のなり手が不足している地域が生じている(医師不足、検案医の高齢化)。
- 特定の医師に<u>警察からの検案依頼が集中</u>していることがある。
- 検案の現場では深夜・休日対応など様々な課題がある。

各地の話題の例

在宅医療、救急等との関係 / 既往症の病歴照会

- 自宅等での<u>孤立死が多い</u>。在宅医療を進めると、在宅死が増え、「かかりつけ医」 や「家族」などの負担が増えることが想定される。
- 看取りが円滑でないと、死後、不要の<u>救急搬送依頼</u>がなされる。 (まず主治医など日ごろ受診している医師へ連絡を行うよう住民への啓発を行う。)
- 病院搬送後の死亡でも、死亡に至る経緯・既往歴が不明なため死因がつけられない場合もあり、検査・解剖の要否やかかりつけ医等との情報共有が問題である。
- 患者の病歴情報の提供に消極的な病院・臨床医の理解をどのように得るか。
- 警察からの電話一本での病歴照会では、病院としての即答は難しい。

解剖・検査(大学など)

- 解剖医や薬毒物検査の<u>人員などが不足</u>している。限られた解剖予算の下では、 解剖率が上げられない。
- CTなどの検査機器のランニングコストが大きい。
- 現状、公衆衛生の観点からの解剖が行いにくい状況にある。

各地の話題の例

大規模災害対策

- <u>多数の死者への対応</u>を適切に行う<u>体制づくり</u>、事後、安全対策の検証ができる 体制づくりが望ましい。
- 歯科情報の様式の標準化、データベース化が大切だ。

死因究明で得られた情報の活用、遺族への説明

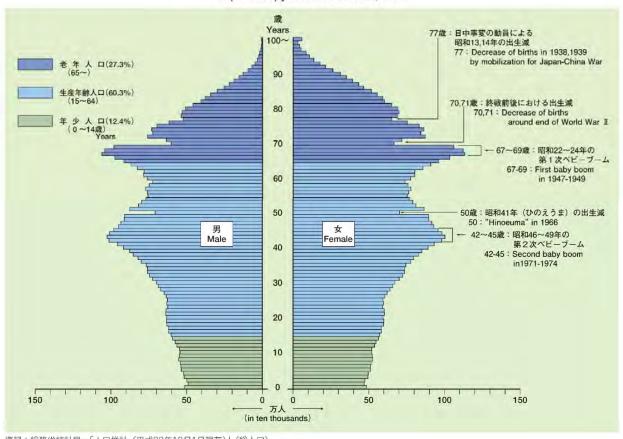
- 死因究明で得た情報をどう地域住民に還元していくか、再発防止をどうするか。
- 遺族の相談に応じ、情報提供を行う<u>窓口</u>が必要ではないか。

その他

○ 子どもの死に対する取組が必要である(<u>チャイルド・デス・レビュー</u>)。

我が国の人口ピラミッドー平成28年10月1日現在一

Population pyramid as of Oct.1, 2016

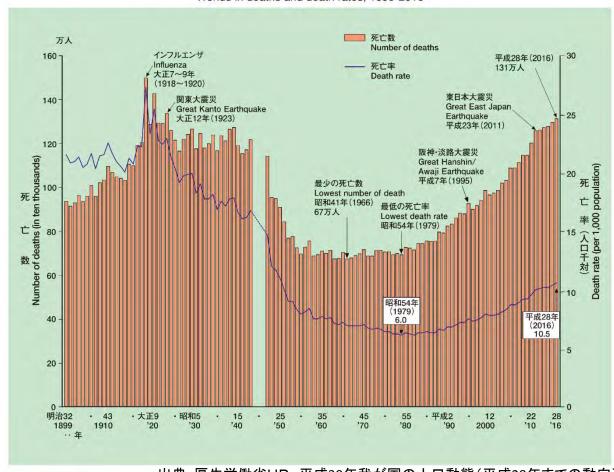


資料:総務省統計局 「人口推計(平成28年10月1日現在)」(総人口)

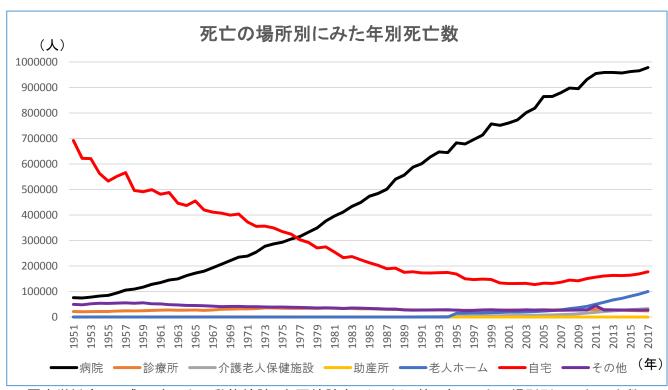
出典:厚生労働省HP 平成30年我が国の人口動態(平成28年までの動向)

死亡数及び死亡率の年次推移一明治32~平成28年一

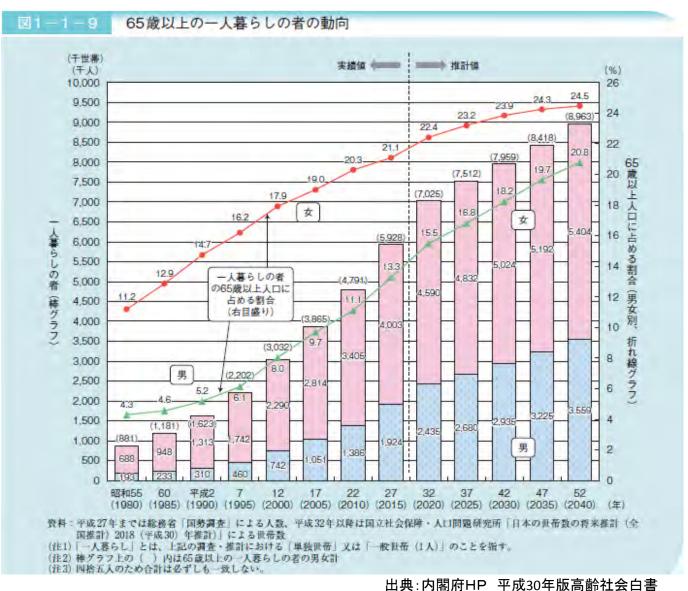
Trends in deaths and death rates, 1899-2016



出典:厚生労働省HP 平成30年我が国の人口動態(平成28年までの動向)



厚生労働省 平成29年 人口動態統計 主要統計表 (死亡) 第5表 死亡の場所別にみた死亡数・ 構成割合の年次推移から作成



死因究明等推進計画の推進状況(平成30年12月末現在

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全

協議会

・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費に ・平成30年12月末において、33都道府県に死因究明等推進協議会が設置

然害

平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師 派遣等の協力に関する協定を締結

法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備 ٥i

大评

ため国公私立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金 ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を 死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備の を通じて支援

死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師 等の人材の育成及び資質の向. რ

鑑識官

検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する 警察庁、海上保安庁において、検職員を対象に専門的な研修を実施

検案医

会(基礎)」を12月に東京で実施(修了者296名)し、また、「死体検案研修会(上級)」を東京(9月・1月)、福岡(10月・12月)でそれぞれ 厚生労働省において、平成29年度中、日本医師会に委託して「死体検案研修 警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施 実施(修了者計82名)

CT等

厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を平成 29年8月、東京で実施(修了者166名) 厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び 死亡時画像診断事例を検証

- 日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を
- 厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例
 - に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

警察等における死因究明等の実施体制の充実 4

臨場率

解剖

平成29年中における 検視官の臨場率が78.9%に向上 平成29年中、司法解剖8,157体、死因・身元調査法に基づく解剖 その他の解剖(監察医による解剖・遺族の承諾による解 警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、

9,582体を実施

鰡鞿官

(警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く) 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を59の海上保安部署に配備

死体の検案及び解剖の実施体制の充実 Ŋ.

支援

異状死死因究明支援事業を通じた都道府県 の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施 ・厚生労働省において、

研究

厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援 ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」

死亡時画像診断その他死因究明のた 6. 薬物及び毒物に係る検査、 めの科学的な調査の活用

薬毒物 C

薬毒物検査や死亡時画像診断の積 ・警察庁、海上保安庁において、 極的な実施を推進 死亡時画像診断の活用について病

警察庁、海上保安庁において、

警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物 の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新 院との協力関係を強化・構築

科搜研

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的 な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

DNA

保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始 厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資す ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理

断率

る歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の

通報

るだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記 死因・身元調査法に基づき必要 厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にでき ・警察庁、海上保安庁において、 に応じて関係行政機関に通報

警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライ バシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

平成31年度 死因究明等体制の充実に向けた支援(概要)

平成31年度予算案 (30年度予算額)

215.892千円 (224.111千円)

〇異状死死因究明支援事業

107,506千円(107,524千円)

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。 また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、引き続き、小児死亡例に対する死亡 時画像診断を実施する。

〇異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

40,664千円(48,869千円)

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

〇死体検案講習会費

19,526千円(19,526千円)

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、 平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

〇死亡時画像読影技術等向上研修

11,234千円(11,234千円)

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。 また、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成 する。

〇死体検案医を対象とした死体検案相談事業

36,498千円(36,498千円)

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定 等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

〇死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。

○監察医制度の在り方に関する検討会経費

464千円(460千円)

死因究明等推進計画を踏まえ、監察医の在り方を検討する。

異状死死因究明支援事業

平成31年度予算案 107.506千円 (107.524千円)

目 的

〇 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。(ただし、「警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第六条の規定に基づき実施する解剖等を除く。)

事業内容

- ① 法医学教室との連携等による独自の行政解剖実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断(小児死亡事例に対する死亡時画像診断を含む)
- ③ 地方公共団体が設置する協議会に関係機関・団体等の参加

を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、 死因究明の体制づくりを推進。

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業[

平成31年度予算案 40,664千円(48,869千円)

- 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にともない、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、 公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。
- ※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会 における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡))。
 - ・傾向の変化を迅速に把握すること ・集団を対象とすること ・集団への介入を行うこと

(参考) 統計法(平成19年法律第53号)

- 第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。
 - 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
 - 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
- ① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化
- 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析

異状死死因究明支援事業のデータ

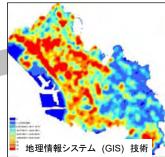
登録システム等

(解剖・死亡時画像診断実施例の情報)

② 「全ての死」を網羅的に把握・分析

公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)





【情報提供】

死因情報を地理的に解析し、地域における予 防可能な死の傾向に関する情報を提供



1. 氏名 2. 死因

3. 保健所コ

関係省庁·部局 都道府県等

関係省庁·部局

都道府県等

より詳細な 統計調査

【より詳細な統計調査への協力】

-タ検証

統計を作成するための調査に係る名簿を作成 し提供

死体検案講習会(日本医師会へ委託)

平成31年度予算案 19,526千円(平成30年度予算額19,526千円)

1. 目 的

般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容



- ・死体解剖保存法などの法律
- 検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- 検案の実施方法など



などにて現場実習

監察医務院や各大学法医学教室



- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング(実習) を受けて症例報告

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警 察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与 されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識を もった医師のスクリーニングがなければその適正な実施 は見込めない。

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を 図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施 しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、 関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を 目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への 立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充 実及び技術向上に努めていく。



【具体的な取組み】

〇平成26年度以降

- 日本医師会に委託し、全国複数箇所で実施 (平成25年度までは全国1箇所のみ)
- 関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

修了

死亡時画像読影技術等向上研修(日本医師会へ委託)

平成31年度予算案 11,234千円 (平成30年度予算額11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○ 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

(開催回数) 年3回(医師1回、診療放射線技師2回) (受講期間)2日間 (受講者定数) 約150人 ※平成28年度受講者数182人(医師98名、診療放射線技師84名)

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

○ 異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考)小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設

(死亡時画像を撮影できる施設)



モデル事業では、 ・死亡時画像を撮影できる医療機関、施設等 ・死因究明支援事業を実施している大学等 を協力施設とする。

分析体制

- <日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置(分析委員会)> 関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成
- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、 死亡時画像診断の有効性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

心肺停止

院外死亡事例

死体検案医を対象とした死体検案相談事業「

平成31年度予算案36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を 行っている。
- 現在の死因究明等推進計画(平成26年)においては、<mark>検案の実施体制の充実</mark>が明記されており、死体検案 医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。

法医

医師(法医)を配置



個別事例について、法医学的見解について 電話にて相談



連携

死体検案医



※ 多くは臨床医学を専門としている警察協力医

○ 死因診断の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因診断が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

注: 平成30年度のもの

異状死死因究明支援事業実施要綱

1. 目的

都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、都道府県における死因 究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要があるときは事業を委託することができる。

3. 補助基準

- (1)「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第6条に基づく解剖が行われなかった死体であって、都道府県知事が必要と判断する解剖等に係る死因究明の取組であること。
- (2) 医療関係団体、大学医学部法医学教室又は病理学教室、警察等との協力体制が 整っていること。

4. 事業内容

(1) 行政解剖および死亡時画像診断を実施する。

なお、解剖および死亡時画像診断の一環として行う血液検査、尿検査等を含むものとする。

また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。

- (2) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。
- (3) 異状死死因究明等を通じて得られた解剖等の事例について検証を行い、死因 究明体制の充実等を図るため、別途実施する異状死死因究明支援事業等に関す る検証事業の実施主体に対し、実施した解剖等に関する情報を提供するなどの 協力を行うものとする。
- (4) 死因究明等推進計画(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定)に基づき都道府県が設置する死因究明等推進協議会(仮称)を開催する際の旅費、謝金、会議費等の

支援を行うものとする。

5. その他

本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。

搬送について、対応に悩む読 れ目が、私たちにはわからな が理想だが、実際には救急草 さん(72)は、 目の声が多数寄せられた。 『取る状態なのか。その分か 呼ぶべき時なのか、静かに と訴える。高齢者の救急 訪問診療を行う野村内科 県横須賀市で20年以 「穏やかな最期 . 宫永千佳子

年間企画「QOD 生と死を 回)、には多くの質問や感想が 3回、第2部7月17日から4 寄せられた。一部を紹介する。 の高い死とは何かを考える (小沼聖実、手嶋由梨) (第1部4月3日から

看取る状態とは?

クリニックの野村良彦医師は

30万人以上が亡くなる中、

超高齢社会となり、年間1

ぶべきか 判断難

師や看護師らと話し合う中

本人や家族が延命治療を

日頃から、かかりつけの医

りが近づくと、どんな状態に どうしたいのかを考え、看取

可にすむという。 なるのかを理解でき、

ただ、総務省消防庁は「困っ

くことが大切」と話す。 かかりつけの医師を持ってお ら、大きな病気がなくても、 の役割。ある程度年を取った から診ている『かかりつけ医』

見も目立った。

か」(50歳代女性)という意 など、救急車を呼ばないと罪 に問われてしまうのではない 自宅で呼吸停止した場合

野村医師は、 「救急車を呼

> 会のガイドラインでは、外因による死亡(事故、自殺 とされる。ただ、定義は明記されていない。日本法医学

24時間以内に警察に届け出なければならない 医師法21条で、医師は死体に異状を認めた

や、死因が明らかでない

などを異状死としている。

(診療中の病気によって

警察に事情を聞かれる可能性 ばないと罪に問われるという かかりつけ医が訪問して死亡 のは誤解。救急草を呼んでも、 引き取った場合、原則として 分なことも多い」と説明する。 かかりつけ医に連絡すれば十 ければと焦るだろうが、翌朝、 はある。すぐに医師に診せな 高齢者が自宅や施設で息を 三 異状死 四

かかかり つけ医 一決め、

9番することに這

ない場合は、11 た時や判断がつか

慮はしないでほし

い」(救急企画室)としている。

罪に問われる?

っていたかどうかを判断でき 知っており、老衰で死期が迫 診断膏を膏く。生前の病気を いことではない」としている。 ースは増加傾向にあり、 きし

、普段から相談を

「自宅で病死して、検案するケ 体検案を行う東京 監察医務院は 警察からの要請

の自宅や介護施設での 看取りの一般的な流れ 0 かかりつけ医に連絡 救急車を呼んだ場合 医師が死体を検案し、 異状が認められる ※救急対応した医師が死 死後診察 診療中の病 気によって死 亡したと確認 診断書を書く場合もある 死亡診断書を交付

> の診察でも、法的には問題な くてもよく、亡くなった翌日 死因が分からなかったりする 事故や事件性が疑われたり、 いとしている。 は亡くなる瞬間に立ち会わな 異状死」回の可能性を疑う。 影察した医師には、こうした 断ができないことが多く、 方、救急搬送先で初めて 医師から警察に届け

忌者宅を訪問して診療する野村医

訪問看護師や介

「助言をしてくれるかか りつけ医や訪問看護師、介 護士は、どうやって探すの か」という質問も多かった。

84歳の父親を今年1月に 亡くした横浜市の女性(45) は、記事で紹介されていた 訪問看護師の「最期になれ ば、病院と自宅で出来るこ とに差ばありません」とい う言葉に、「そんな風に言ってくれる人と私も出会えていたら」と感想を寄せた。 女性の父親は、わずか1か 月足らずの入院中、「(家 に)帰りたい」「車出して くれ」と時には声を荒らげ、 くれ」と時には戸を売らび、 繰り返し訴えたという。「父 の望みをかなえられなかっ たことが悔やまれます」 埼玉県の岡野芳太さん (79)は「なじみの訪問

師を持つことは、山村部で は難しい。近くに事業所は 見当たらない」とした。訪問看護などの事業所は都市 部に集中している実情を訴

えた。

訪問診療をしてくれる医師や看護師を探す場合、ま ず、各自治体の地域包括支 援センターに相談するとよ い。介護保険を利用している場合には、ケアマネジャーに相談できる。

また、香川県内の特別養 護老人ホームの看護師(49) 接名人が一点の看護師(497) は「職員や嘱託医の看取り に関する知識や理解も不十 分だし、入所者の家族も死 を連想する言葉を嫌う傾向 がある。前もって死に際し ての意向を確認できず、安 易な救急搬送につながって いる」と、看取りに十分に対応できていない施設側の 現状を訴える。

「本来なら、生活の場で 安らかに見送るべきなので はないかと思う。どのよう に死を迎えたいか、日頃か ら話をして信頼関係を築い ていく必要がある」とつづ (大広悠子) った。

#QOD=Quality of Death (Dying) 「死の質」の意味。

14

ら質問

死亡したと判断できない)

「時々入院、ほぼ在宅」 の体制を

は削減率が30%を超す。 四十一道府県で病床が過剰とされ、鹿児島など八県 とが分かった。構想の策定に伴い四十七都道府県が 約十五万六千床、11・6%減少する見通しとなるこ 医療構想」で、二〇二五年に必要な病院のベッド 八日までに推計した結果を、共同通信が集計した。 (病床)数は、一三年時点の百二十四万床余りから

各都道府県が医療提供体制の将来像を示す「地域 増減数 増減率 △ 12.4 △ 28.3 △ 21.7.5 △ 22.8.4 △ 16.3 △ 22.7 △ 22.8 △ 16.3 △ 25.6 △ 26.5 △ 26.7 △ 26.7 △ 26.7 △ 26.7 △ 27.3 △

地域医療構想」 全国調査

18

の機能を再編すると同時に など高度医療に偏った病床 が目的。政府は手術や救急 率的な提供体制をつくるの 歳以上になるのを控え、効 団塊の世代が全員七十五 地域医療構想は、二五年 制につなげることも狙う。

推進する考えだ。医療費抑 望ましいとして在宅医療を は家や施設で療養する方が 慢性疾患を抱える高齢患者 □10%以上20%未満 図10%未満 □増える □10%以上削減□20%以上30%未満 『Z

入院、ほぼ在宅」という体制をつくることが必要不可 田晋哉産業医科大教授(公衆衛生学)の話 今後の超 高齢社会で質の高い終末期ケアを実現するには「時々 地域医療構想の政府検討会で中心的役割を担った松 今後、推計を基に地元の病 となる。 も出ており、入院に代わる 病床の機能転換や削減を促 院や医師会と協議に入る。 在宅医療の環境整備が課題 していくが、病院経営者や 高齢者から反発や不安の声 二五年に向け都道府県は

計算で約十五万~二十万床 削減すると想定していた。 九百十七床を三パターンの 五年に病床推計を公表。 三年時点の百三十四万六千 原機関や市町村などが参加 その後、各都道府県は医 構想策定に先立ち国は

の必要性をきちんと説明し、

財源に関する議論も深め

なければならない。

りではないが、多くの人はそれを望むはず。国民負担 自らの役割を明示すべきだ。在宅医療は決して安上が ョンを共有してほしい。その過程で医療機関は将来の 全体でデータを分析し、各地域の将来像の明確なビジ 回復期病床を増やすことが重要になってくる。関係者 欠。それには、在宅復帰に向けたリハビリなどをする

A170366
A4661
A4368
A2362
A3462
A2724
A2724
A36109
A5229
A2874
A3643
2969
5426
9531
A4862
A4844
A393
A2707
A2323
A3599
A3749
A3745
A1149
A3646
A2606
A6634
A7497
A3745
A6498
A170785
A4968
A5439
A5439 北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖海・一奈・一衆・別は田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島縄

万0680 679

※増減率の単位は%、 ▲はマイナス

転換させたり、患者の在宅移行を進めたりして、 世代が全員75歳以上となる25年に各区域で必要なベッド な医療提供体制の構築を目指す。 法令上は18年3月まで の将来像。都道府県内をいくつかの区域に分け、 にまとめればよいが、厚生労働省が早期の策定を求めて (病床)数などを定める。余っている病床を他の機能に 全都道府県が今年3月末までに定める予定。 護確保法に基づき、都道府県が策定する地域医療 地域医療構想 2014年成立の地域医療・介 効率的 団塊の

を超え、20%台も十九県あ 鹿児島県で34・9%。熊 が小さいパターンで計算す 本、富山など計八県が30% 病床は全国で計百十九万七 元の病院に配慮し、削減幅 する会議で構想を検討。 で、国推計の最小値に近い。 数は計十五万六千百十八床 百九十九床となった。削減 る例が多く、二五年の必要 削減率が最も大きいのは 高齢者の増加でベッド 方、増床が必要なの 地 六十万人ほど多くなる。 を受ける患者は増え、約百 増やすとする地域が多い。 慢性期を減らし、回復期を 期」に分かれるが急性期と ハビリなどに取り組む「回 急性期」と「急性期」②リ 集中治療などを担う「高度 数が足りなくなる首都圏の 復期」③長期療養の「慢性 七十七万人に。一三年より 都三県と大阪府、沖縄県。 病床は機能別に①救急や 入院が減る分、在宅医療

巻 25年までに

上」と付記し、削減目標ではないことを明確にしている。新潟、富山、長野、三重、県もあるが、国準拠の推計を使用した。宮城、広島、高知の3県は必要病床数に「以原もあるが、国準拠の推計を使用した。宮城、広島、高知の3県は必要病床数に「以医療施設調査(厚生労働省)の数値にそろえた。独自手法による推計も併せて示したと療施設調査(厚生労働省)の数を集計の方法 各都道府県が公表した地域医療構想に基づき、2025年の必要病床集計の方法 各都道府県が公表した地域医療構想に基づき、2025年の必要病床

熊本、沖縄の7府県は構想が案の段階だが、推計自体は変わらない見通

診療報酬改定かかりつけ

厚生労働省は七日、医療 する。医療費抑制につなげ 一護報酬の加算を取ると医師

機関に支払う診療報酬の四

たい考えだ。

は診療報酬の加算を受けら

一方、紹介状な

上乗せする(自己負担は最 を対象に初診時に八百円を

約四百十カ所に増える。

一百六十二カ所から

重症患者向けの「急性期

五千円以上の追加負担を求

しで大病院を受診した人に

める制度は、対象病院を五 百床以上から四百床以上に

の増加を背景に、ニーズに 齢で慢性疾患を抱える患者 設でのみとりを進める。高 みづくりを掲げており、介 た。高齢者が住み慣れた地 月からの改定内容を決め 護と連携して在宅医療や施 域で最期まで暮らせる仕組 在、特別養護老人ホーム みとりをしやすくする。現 おり、自宅や介護施設での 協議会(中医協)が答申し 関である中央社会保険医療 高齢化で死亡者が増えて 加藤勝信厚労相の諮問機 の担い手を増やす。 らえるようにして訪問診療 れないが、医師も報酬をも

師がみとる場合、 (特養)の患者を外部の医 特養が介 を活用してテレビ電話など 島といった医療機関や医師 の報酬を新設。過疎地や離 でも診療を受けられるよう が不足している地域で在宅 で患者を診る「遠隔診療」 情報通信技術(ICT)

かかりつけ医の役割を強化

にする。

合わせた病床再編を促し、

払われる公定価格「診療報酬」を見直すこと。

査など個別に単価が決まっており、原則2年に1回改定 と、薬や医療材料の価格である「薬価部分」を合 医療サービスの対価として、病院や薬局などに支 医師や薬剤師の技術料や人件膏に当たる「本体 診療報酬改定 公的医療保険を利用して受ける さらに進める。今回の改定 担ってもらい、先端医療を では、 担う大病院との役割分担を け医として日常的な診察を 身近な診療所にかかりつ 訪問診療や夜間・休

介護と連携して在宅医療 や施設でのみとりを進 める

⇒ ニーズに合わせた病床再 編を促し、かかりつけ医 の役割を強化 ⇒テレビ電話などで患者を 診る「遠隔診療」の報酬を 新設

訪問診療や夜間・休日に 対応するかかりつけ医を 対象に初診時に800円を 上乗せ

上乗で
・紹介状なしで大病院を受診した人に5000円以上の追加負担を求める制度を拡大
・「門前薬局」は大手薬局グループの報酬を引き下げ

割合や治療内容で段階的に を支払っている。重症者の 置人数が多いほど高い報酬 病床」は現在、看護師の配

梍

と決まった。今回は三年に

回の介護報酬との同時

療と介護 連携不 ij

護の連携強化が不可欠だ 宅医療や介護施設でのみと クリアするには、医療と介 ているからだ。この課題を ーズへの対策が急務となっ 以上になる二〇二五年が目 りの強化に取り組むの 療報酬改定で、 代が全員七十五歳 『報酬改定で、在 厚生労働省が診 | 変化する医療ニ れる。既に日本は「多死社 患を抱えて暮らす高齢者が されたとは言い難い。 ずに年間の死者が百五十万 会」に突入し、十年も待た 宅医療の体制整備が求めら 期病床よりもリハビリや在 増え、重症患者向けの急性 人を超える。現在は八割近 今後、加齢による慢性疾

た地域で住み続けることが った。高齢者が暮らし慣れ 張するばかりで、連携強化 酬と介護報酬の同時改定 も間もなく限界が来る。 省を中心に、医療と介護の それぞれの団体の利益を主 なる。中医協では、 議論が深まることはな 一五年を前にした診療報 実質的に今回が最後と

胚を低くする 努力を続け

ると1・19%)のマイナス 回改定され、二〇一八年度 酬を引き下げる。 は昨年末に全体で0・9% きい大手薬局グループの報 促す。病院前で営業する 配分する仕組みに改め、 る人向けの病床への転換を (薬価制度の改革分を含め - ズが高い慢性疾患を抱え 門前薬局」は、利益が大 診療報酬は原則二年に一

の出羽厚二教授(法医学) 確認に当たった岩手医科大

福島の三県で計十九件の遺 本大震災では岩手、宮城、

「情報共有がうまくいか

東日本大震災で遺体の身元 が乏しいためとみられる。

警察当局によると、東日

死因究明の重要性の理解 | に不安が残る] と話してい

る。

国要請の協議会未設置

遺体の死因

究明等推進計画」に基づいて国が都道府 め、二〇一四年に閣議決定された「死因 彫りになった。 体で態勢整備が進んでいない現状が浮き 閣府への取材で分かった。相当数の自治 県で設けられていないことが干九日、内 県に設置を要請した協議会が、二十三府 身元確認や死因究明の精度を高めるた

大規模災害時などに求められる遺体の

死因究明の 協議会イメージ 都道府県知事部局 医師会 地域内の課題 ●関係機関の 連携不足 ・解剖医の不足 身元確認の 態勢不備 など 検討、提案 課題改善

千葉、模擬訓練し

関係機関 重

を感じた」との声が上がっ る見方も違う。連携の大切さ からは「それぞれ死因に対す の治療痕、傷の有無を記した 剖に回すべきだ」。指紋や歯 所の設営手順も検討。参加者 資料を基に議論し、遺体安置

き、警察や医師会、歯科医師 なったとの想定で遺体の身元 会などが参加した。 や死因を特定する訓練を開 航空機事故で五十人が犠牲に ーの千葉大は昨年十二月、

「死因が推定できない。解 - み助教(法医学)は「今まで ら。参加者が取り組みの現状 たのは今年三月になってか 連携できれば」と話した。 く、有意義だった。協議会で 複数の機関で議論する場がな 本村助教の期待に反して議論 をそれぞれ報告しただけで、 重く、二回目の会合が開かれ り問題意識を共有し日頃から ただ訓練後も関係者の腰は

剖医の育成や身元確認の態 都道府県のほか大学や医師 施策を具体化する場と位置 付けている。メンバーは各 勢整備といった地域ごとの 警察・検察などが構 県にとどまる。 は十九日現在、二十四都道 る。設置を知らせてきたの 状況の連絡が求められてい が取りまとめる仕組み。 義務ではないが、内閣府に に文膏で要請した。設置は 成、議論を踏まえ都道府県 四年九月、国が各知事

ない」 たことがない」とした。 された鹿児島県も「議論し 地域に四十二市町村が指定 死の見逃しを防ごうと子ど 南海トラフ地震の対策推進 東日本大震災の被災三県も と答えるなど関心が低い。 「具体的に何も決まってい 必要性を感じていない」

一方、愛媛県では、虐待 (宮城)と消極的だ。 (岩手)、「検討

未設置の自治体は取材に とを理解すべきだ。 災害の検証、その後の防災 行政関係者は多い。犯罪の必要性を認識できていない 体のうち、 や事故防止にもつながる 見逃しだけでなく、事故や だが、その役割や協議会の 整することが必要で、 学や警察など関係機関を調 対策が遅れている。死因究 のは約一割にとどまるな 明のための態勢整備は、 権限もある行政の仕事だ 任教授(法医学)の話 内究明や身元確認の対象遺 先進国の中でも日本は 解剖に回される

行政は役割認識を 死因究明制度に詳しい京

■ 死因究明の協議会を 未設置の23府県

る検案医の教育にも力を行 遺体からDNAを採取する 現。滋賀県では災害時に全 成などを協議会が発案し実 もの遺体の画像診断への助 ことを決め、死因を判断す

17

増すと指摘。 確認するDNAデータベース化推進を盛り込んだ。 織を政府に置き、死因を調べる検案医の育成、身元増すと指摘。警察庁や厚生労働省などを調整する組 進計画を閣議決定した。高齢化による死者増や大規 模災害発生の可能性を踏まえ、死因究明の重要性が 態勢強化のための推進法が12年成立、国は14年、推 とや東日本大震災を受け、死因究明と身元確認の 行死事件といった犯罪死の見逃しが相次いだ 死因究明等推進計画 2007年の力士暴

罪死の見逃しも全国で五十 九九八年以降に発覚した犯 体の取り違えがあった。 推進計画は協議会を、解 呼び掛けて模擬訓練を実施し では活性化しようと大学が 日本大震災で被災した千葉県 ースも。成田空港を抱え、東 れず、実効性に疑問が残るケ る協議会の設置が進んでいな い。設けられても会合が開か 認や死因究明の施策を議論す 地方レベルで遺体の身元確

まないと災害時などの対応 あった。協議会の設置が進 ないのに遺体を焼いた例も ず、DNAが十分取れてい

三件に上る。

千葉県では昨年三月に協議

都道府県単位の協議会は、

地域ごとに態勢充実を図

合があっただけ。協議会メン 会が設立されたものの、初会

たが、関係機関の動きは鈍

都府立医科大の石原憲治特

企画した千葉大の本村あゆ

は深まっていない。

1点四方ごと明示 子は

年単位でデータを蓄積する てもらうようにする。数十

狙いがある。今年度内の運用開始を目指している。 析することで、予防医療などで効果的な対策につなげ、公衆衛生の向上を図る するなどのシステム整備に乗り出す。地域ごとの特徴を把握し、きめ細かく分

政府は、病気や事故などで亡くなった人の死因の分布を地図上で「見える化」

間帯に多いかも把握する。

例えば、猛暑で急増して

時間もデータ化し、どの時

いる熱中症で死亡した人が

|を調べる解剖医の増員など| 初は病死と間違われたケー かなど、具体的な分析方法 か、対策の効果が上がって一場所の傾向分析を素早く行 どの変化を把握できるほ一る。死因の特定や発生時期、 は今後、厚労省で検討する。|年に発覚したパロマ湯沸か 報を加えて地図上に落とす いるかどうかの検証も可能 | えるようになれば、新シス ことにより、死因の増減な|の体制強化を目指してい 運用を急ぐと同時に、死因 になる。 どのような死因に地理情 政府は、システムの本格 しやすくなるとの効果も期 故が起きた場合などに察知 し器の一酸化炭素中毒事故 持できるためだ。2006 テムを通じ、同じような事

では21人が死亡したが、当|ながったことが念頭にあ スが多く、対応の遅れにつ

都道府県に情報提供

り、一部の病気については 因、住所地、死亡時間など は、政府の地理情報システ 死因別の統計をまとめてお の情報を活用する。政府は 亡届に記載されている死 膏や自治体に提出される死 市町村単位で比較できるデ >地域ごとなどで把握でき一を検討している。 死亡した - タもあるが、さらに細か 医師が記入する死亡診断 | る仕組みはなかった。 とに見えるようにする際 |の格子(メッシュ)に区切 たって個人情報が特定され って加工するなどの仕組み ないよう、地域を1き四方 | ムを活用する。 可視化にあ 地図上に落として地域ご

して特定の死凶が帰っている地域を「見える化」 「情報提供 関係省庁・都道府県など 分析し、特定の時間帯に自 かを分析する。死亡時間を 生活などが影響していない 脳卒中などの病気につい うにする。がん、心筋梗塞、 れば、対策に生かすことも 殺が多いなどの傾向がわか て、地域の気候・風土や食 果的な対策を検討できるよ 象情報と組み合わせて、効 ごとの気温や湿度などの気 多い地域を割り出し、時間

省が行う。その上で、関係 も加味しながら対策を講じ 省庁や都道府県などに予防 情報を提供し、地域の実情 データの分析は厚生労働

♥死因の把握·分析のイメージ

地理情報

18

高知県における死因究明等の推進のために取り組むべき重点項目

- 1 死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び 資質の向上について
 - ・各機関において、死因究明等に係る業務(検視、検案、解剖、歯牙鑑定、死亡時画像診断等)に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした取り組みを継続的に行う。【県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県】
- 2 警察等における死因究明等の実施体制の充実について
 - ・異状死体の取扱業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに人員体制 充実のための取り組みを継続的に行う。【**県警、海上保安部**】
- 3 死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について
 - ・死体検案に従事する医師の継続的な確保に努める。【医師会、県警、海上保安部】
 - ・法医学教育・研究の拠点で、また、県内で唯一の法医解剖の実施機関である高知大学医学部法 医学教室の機能充実と長期的な人材確保に努める。【法医学教室】
 - ・在宅での看取りに円滑に対処できる仕組み作りについて、関係機関との連携・協力のあり方について検討する。【**医師会、県警、県**】
- 4 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(Ai) その他死因究明のための科学的な調査の活用に ついて
 - ・警察等における科学捜査体制・機能の充実を図るとともに、解剖実施機関であり専門機関でもある大学医学部法医学教室において迅速かつ精度の高い薬毒物分析が実施できるよう検査機器等の充実に努める。【県警、法医学教室】
 - ・Ai 実施機関の充実を図るとともに、Ai 検査方法の標準化(撮影方法、結果の報告等)、Ai 読影医の確保及び読影能力の向上に努める。【医師会、放射線技師会、県警、法医学教室】
- 5 大規模災害発生時等の身元確認及び死体検案作業への対応について
 - ・身元確認に従事する歯科医師の確保、歯牙情報の標準化(全国共通統一デンタルチャートの導入)及び同情報のデータベース構築等について検討する。【歯科医師会】
 - ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時において身元確認及び死体検案作業が適切に実施できるよう、日頃から関係機関の連携を図るとともに、平素から有事に備えるために、関連する訓練等への積極的な参加により、当該技能の向上に努める。【県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県】
- 6 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について
 - ・死亡時画像診断で得られた異常所見情報を解剖診断時に活用できる仕組み(事例検討含む)について検討する。【県警、医師会、法医学教室、放射線技師会】
 - ・死因究明及び身元確認業務に従事する関係機関による合同の事例検討研修会の実施について検討する。【**県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会**】

重点項目の課題と対策

1 死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成 及び資質の向上について

【課題】

死因究明等の精度を高めるためには、警察等の捜査機関による検視、医師による検案、歯科医師の歯科所見による身元確認、死亡時画像診断(死後画像の撮影・読影)等に従事する人材の育成及び資質(正確性)の向上を図る必要がある。

【対策】

各機関において、死因究明等に係る業務(検視、検案、解剖、歯牙鑑定、死亡時画像診断等)に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした研修会等の取組みを継続的に行う。また、他機関が開催する研修会、複数の機関が合同で開催する研修会等に積極的に参加する。(県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県)

2 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

【課題】

警察等における死因究明等の実施体制の充実を図るためには、個々の警察官等の技術向上のみならず、組織全体として体制の整備を行い、検視官の臨場率の更なる向上を図る必要がある。また、薬毒物定性検査への対応など科学捜査機能の充実を図る必要がある。

【対策】

死因が犯罪行為に起因するものであるかどうかという判断のみならず、自殺や労災事故の 予防、感染症の早期発見等、公衆衛生の向上を念頭にした対応に万全を尽くすため、異状死 体の取扱業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに、薬毒物 定性検査を迅速かつ的確に実施できる科学捜査研究所の体制整備を充実させる。また、人員 体制及び科学捜査機能を充実するための取組みを継続的に行う。(**県警、海上保安部**)

3 死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について

【課題】

高齢者人口の増加に伴う高齢者の孤独死など、異状死体の取扱数の増加が予想されることから、次の取組みを進める必要がある。

- ①検案に従事する医師の確保
- ②法医学を専門とする医師の確保及び大学医学部法医学教室の体制充実
- ③在宅医療の普及に伴って在宅での看取りが今後増えることが予想される中、終末期患者の 最期において、主治医による死亡診断が叶わない場合の救急搬送や、警察等の捜査機関に よる検視、主治医以外による検案等が散見されている。そのため、主治医が患者の死亡に 立ち会えない場合の対応について、医師をはじめとする医療従事者と患者・家族との十分 な話し合いとともに、関係機関で連携を図る必要がある。

【対策】

- ①死体検案に従事する医師の継続的な確保に努める。(医師会、県警、海上保安部)
- ②高知大学医学部法医学教室は、県内で唯一の法医解剖の実施機関であり、法医学教育・研究の拠点でもある。同機関の機能充実と長期的な人材確保に努める。(法医学教室)
- ③在宅での看取りに円滑に対処するには、適切な看取りの仕組み作りが必要になるため、関係機関との連携・協力のあり方等について検討する。(医師会、県警、県)
- 4 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(Ai) その他死因究明のための科学的な調査の活用について

【課題】

- ①危険ドラッグなど様々な薬毒物が関連した異状死体が報告されている中、犯罪行為の解明 や公衆衛生の向上につなげるため、薬毒物の正確な分析への対応が必要である。
- ②死亡時画像診断(Ai)は捜査機関での活用が進んでいるが、外部依頼に対応可能な Ai 実施機関の偏在や、実施方法の標準化や専門知識を有する従事者が少ない現状がある。

【対策】

- ①警察等では科学捜査体制・機能の充実を図るとともに、解剖実施機関である大学医学部法 医学教室では、迅速かつ精度の高い薬毒物分析が行えるよう検査機器等の充実に努める。 (県警、法医学教室)
- ②死亡時画像診断 (Ai) 実施機関の普及を図るとともに、Ai の適切な利用を進めるため、検査技術の標準化 (撮影方法、結果の報告等) や Ai 読影医の確保及び読影能力の向上に努める。 (医師会、放射線技師会、県警、法医学教室)
- 5 大規模災害発生時等の身元確認及び死体検案作業への対応について

【課題】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時において大量の遺体が発生した場合、身元確認 及び死体検案作業が困難を極めることが予想されるため、有事の際、それらの作業を円滑に 実施できるよう訓練等によって有事に備える必要がある。

【対策】

- ①身元確認に従事する歯科医師の確保及び歯科診療情報の標準化(全国共通の統一デンタルチャート導入)と同情報のデータベース構築等について検討する。(**歯科医師会**)
- ②大規模災害発生時において身元確認及び死体検案作業が適切に実施できるよう、日頃から関係機関の連携を図るとともに、平素から有事に備えるために、関連する訓練等への積極的な参加により、当該技能の向上に努める。(県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県)

6 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について 【課題】

- ①死因究明により得られた情報を関係機関・団体等で活用することにより、検案する医師の資質向上や死亡時画像診断(Ai)の精度向上を図る必要がある。
- ②死者についての情報を知りたいという遺族の要望に応じるため、医師や警察官等は第三者のプライバシー保護に留意しつつ、丁寧かつ分かりやすい説明を行うことが求められている。

【対策】

①Ai によって得られた異常所見情報を解剖診断時に活用できる仕組み(事例検討含む)や、解剖所見を Ai の読影能力向上に役立てる方策について検討する。(**県警、医師会、法医学教室、放射線技師会**)

また、死因究明及び身元確認業務に従事する関係機関による合同の事例検討研修会の実施について検討する。(**県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会**)

②遺族に対して死因等の説明を行う際は、丁寧で分かりやすい説明を心掛ける。また、死亡診断書(死体検案書)を交付する医師は、当該書類が人の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であることを認識し、死亡者本人の死亡に至るまでの過程を可能な限り詳細に論理的に記載する。(県警、医師会)

(以上の内容を、高知県死因究明等推進協議会の当面の活動基本方針とすることを、平成30年2月20日開催の平成29年度高知県死因究明等協議会において確認する。)

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成 30 年度)【6-1】

きちゅう	項目名 因究明及び身元確認 係る業務に従事する 察等の職員、医師、 科医師等の人材の育 及び資質の向上につ て	課 題 死因究明等の精度を高めるためには、 警察等の捜査機関による検視、医師による検案、歯科医師の歯科所見による身元 確認、死亡時画像診断(死後画像の撮 影・読影)等に従事する人材の育成及び 資質(正確性)の向上を図る必要がある。	亡時画像診断等)に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした研修元 等の取組みを継続的に行う。また、他機関が開催する研修会、複数の構 が合同で開催する研修会等に積極的に参加する。 (県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師			
		取組内容(予定含む) ※前回協議会時点	①本年度における取組実績 (予定を含む)	②取組における課題など (実施できていない理由等)		
県警•検察庁	キルアップを図ってい ・検視専科等では特別 養効果を高めるよう努 ・毎年、全国検視官会 案等の事例発表が行 ・高知県警察協力医会 介等による情報の共和 施し、検視業務の資質 ・隔年で、高知県歯科 会から講師を招き、法	異事案を参考に授業内容を常に見直し、教 がのている。 議議、四国管区検視官会議において特異事われ、他県との情報の共有を図っている。 会の研修会を開催して、特異事案の事例紹 有、法医学者の講演等による事例検討を実	・捜査員を対象に、5・6月に巡回教養、7月に 検視専科を実施、11月に検視講習を実施 ・検視専科では医師等による専門的教養の他、 実践的な特異事案想定訓練を実施 ・H30年10月の四国管区検視官会議において 特異事例発表 ・H30年12月の全国検視官会議へ出席し、情 報共有を図っている ・H30年6月に高知県警察協力医会を開催し、 高知大学医学部法医学教室の古宮教授による 講演を実施 ・H30年6月に高知県歯科医師会との合同研修 会を開催し、日本大学歯学部教授による講演及 び模擬訓練を実施	捜査員の教養強化に努めている が、勤務状況や事案発生等の状 況により受講できない場合があ		
海上保安部	内の大学の法医学教 ている。	ド部が職員の受け入れについて調整した管室に担当職員を1年間派遣して研修を行っ 警察本部が実施する法医・検視研修に参加 こを図っている。	・H30 年4月の定期異動で、和歌山県立医科大学において1年間法医研修を履修した職員が赴任したことから、同職員を講師として定期的に研修を実施して職員の技能向上を図っている			
医師会	〈実施中〉 ・死体検案書の書きた 入の若年医師にも参加	方についての講習会を開催し、医師会未加加を呼びかけた。	・検案書の書き方や大規模災害発生時及び在 宅での検案の問題を中心に講演会を開催	・講師の人選や講演回数増加は 場所や費用面で制限がある		
歯科医師会		司研修会に、日本歯科医師会から講師を招 知識向上に努めている。	・H30 年6月に高知県警と合同で身元確認研修 会を実施	・研修会は隔年開催であり、受講 者の偏りもあり、全地区への浸透 に疑問がある		
放射線技師会	時画像診断の知識普・同講習会の開催にて 〈その他〉	E開催し、県内の放射線技師に対して死亡 及及び資質向上を図った。 いて他機関へも案内を行った。 今後も開催し、Ai検査技術の普及と標準化	・H31 年1月に Ai に関する講習会を開催	・Ai に関心がある診療放射線技師が少ない ・勤務施設のAi実施不可等の理由から、Ai講習会への参加数が伸びない(H30年9月参加19名)		
法医学教室	教員の資質向上を図・高知県診療放射線技 〈実施予定〉 ・大学院生に対する法 〈その他〉	法医学関連の学会等に参加することで、各っている。 技師会主催の Ai 講習会に参加した。 医学的専門教育を行う予定。	 ・法医学関連の学会に参加・発表し、各教員の 資質向上を図った ・平成 30 年度高知県医師会検案業務研修会に 出席 ・大学院生に対し、法医学的専門教育を行った 			
県		金制度の要件を見直して、県内で勤務する 医学医にも対象を拡大し、人材確保の支援	・現在、制度上は適用可能とした【担当: 医師確保・育成支援課】			

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成 30 年度)【6-2】

	項目名	課題	対	
2 警 死 実	察等における 因究明等の 施体制の充 について	警察等における死因究明等の実施体制の充実 を図るためには、個々の警察官等の技術向上の	医 死因が犯罪行為に起因するものである 殺や労災事故の予防、感染症の早期 対応に万全を尽くすため、異状死体の 安官に対する検視技能向上を図るとと	らるかどうかという判断のみならず、自発見等、公衆衛生の向上を念頭にした取扱業務に従事する警察官や海上保ました、薬毒物定性検査を迅速かつ的関整備を充実させる。また、人員体制及
	各機関に	おける取組内容(予定含む) ※前回協議会時点	①本年度における取組実績 (予定を含む)	②取組における課題など (実施できていない理由等)
県警•検察庁	区、中央及び で、県下各署 可能となった。 ・検視官が臨 の詳細な状況	雪定的に、検視官4名体制(1名増)となり、西部地 中西部地区、東部地区をそれぞれ担当すること の検視業務をより一層きめ細かく支援することが 、(来年度より本格運用できるよう検討中) 場できない現場では、電話連絡等によって、現場 を確認している。 の検査では、インスタントビューによる尿中薬物の 施している。	・平成 30 年度から検視官4名(1名増)、検 視係長4名(1名増)の体制となり、臨場率 95%以上を維持している(昨年同時期比で 約3%増) ・検視官が臨場できない現場では電話連絡 等により現場の詳細状況を確認している ・インスタントビュー等の検査実施件数は昨 年同時期比で135件増加(実施率は17.1% 増) ・積極的な解剖実施により、昨年同時期比で9体増加(解剖率は1%増)	における同時間帯での複数事案の発生
海上保安部	管内の大学の 行っている。 ・上部機関や	上保安本部が職員の受け入れについて調整した)法医学教室に担当職員を1年間派遣して研修を 高知県警察本部が実施する法医・検視研修に参 資質の向上を図っている。	・H30 年4月の定期異動で、和歌山県立医科大学において1年間法医研修を履修した職員が赴任したことから、同職員を講師として定期的に研修を実施して職員の技能向上を図っている・H30 年7月、11 月に実施した高知県警の検視講習に参加	
医師会				
歯科医師会				
放射線技師会				
法医学教室				
県				

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成 30 年度)【6-3】

3 列及	頁目名 E体の検案 び解剖の実 体制の充 等について	課 題 高齢者人口の増加に伴う高齢者の孤独死など、異状加が予想されることから、次の取組みを進める必要があり検案に従事する医師の確保 ②法医学を専門とする医師の確保及び大学医学部法医 ③在宅医療の普及に伴って在宅での看取りが今後増え中、終末期患者の最期において、主治医による死亡合の救急搬送や、警察等の捜査機関による検視、主案等が散見されている。そのため、主治医が患者の想場合の対応について、医師をはじめとする医療従事十分な話し合いとともに、関係機関で連携を図る必要	る。 学教室の体制充実 ることが予想される 診断が叶わない場 注治医以外による検 死亡に立ち会えない 者と患者・家族との がある。	る。(医師会、県 ②高知大学医学 医解剖ある。の 点でもある。(え ③在宅での看取りの仕組みの の連携・協力の 会、県警、県)	りに円滑に対処するには、適切な看 作りが必要になるため、関係機関と のあり方等について検討する。(医師
		機関における取組内容(予定含む) ※前回協議会時点	①本年度におり (予定を		②取組における課題など (実施できていない理由等)
県警•検察庁	医師に呼び ③ 〈その他〉 ·終末期患	口県警察協力医会の研修会を開催し、同会を通じて参加がけを行うなどして検案医の確保に努めている。 者の在宅医療に関し、死亡時対応のガイドライン策定等 医師会、県警、関係行政機関が検討する必要がある。	① ・検案医の確保についた。 力医会等を通じて呼び協力医会員が1名増設・警察協力医会会員も、遺体の持ち込みが	びかけを行い、警察 となった 以外の医療機関へ	に対し、捜査機関の調査が行われないよう、関係機関の連携をより密にす
海上保安部	① 〈実施予定〉 ·医師会及び	ぶ高知県警察本部と連携し、検案医の確保に努める。	① ・医師会、歯科医師会 高知県警察本部と連 との意見交換を図った	携して所属医師等	
医師会	の死体検案 〈その他〉 ·死体検案(学等につい ③ 〈その他〉	会の「警察活動に協力する医師の会」に参加し、県内でに関する知識普及等に努めている。 の実務経験を積むために、検案実績が多い施設での見て模索中。	① ・研修会の実施及び ームページで周知を行 ・検案の見学等は検討	うっている	① ・検案医から現場の声を聞ける機会を 設ける必要がある ③ ・看取りの際の医師や看護師の対応 の問題点などを把握するための調査 が必要
歯科医師会					
放射線技師会					
法医学教室	充実・改善な ・法医を志る 〈実施予定〉 ・検案・解剖 〈その他〉	よび解剖後に実施される諸種の法医学的検査の更なるを行っている。 対研修医や医学生の相談に適切に対応している。 対象をはないである。 は実施体制の更なる充実を図る。 関連では、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象を	② ・音声認識ソフトの導記録の効率化およびった		
県	提供を行う。 応について ネージャー 分担に取り	こおける看取りに関する課題の対策として、関連情報のとともに、居宅で最後を迎えた患者に対するその後の対、かかりつけ医、訪問看護師、病院、介護施設、ケアマ、消防機関など多様な立場の関係者の共通理解と役割組む。【第7期高知県保健医療計画(H30-35 年度)】	③・国の動向を注視した生の最終段階におけき及啓発の一環として重した意思決定のたを平成31年度開催予課】	る医療のあり方の て、患者の意向を尊 めの相談員研修会	

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成 30 年度)【6-4】

		こおける死因究明等の推進のために各機関で取り 		
	夏目名 なかま	課 題 ②在除じニッグなど様々な薬事物が関連した男性死体が起生され		策 機能の充実を図るには <i>に、関</i>
	を物及び毒	①危険ドラッグなど様々な薬毒物が関連した異状死体が報告されている中、犯罪行為の解明や公衆衛生の向上につなばるため		機能の充実を図るとともに、解いのは、毎点なっては、迅速なって
	に係る検	ている中、犯罪行為の解明や公衆衛生の向上につなげるため、 薬売物の正確な公抵への対点が必要である。		!部法医学教室では、迅速かつ まるよう検索機器第の充実に
	、死亡時画 診断(Ai)そ	薬毒物の正確な分析への対応が必要である。	精度の高い楽毒物分析か行 努める。(県警、法医学教室)	テえるよう検査機器等の充実に ・
1	診断(AI)で 他死因究	②死亡時画像診断(Ai)は捜査機関での活用が進んでいるが、外) 関の普及を図るとともに、Ai の
	他 死 囚 先 のための科	②死亡時画像診断(AI)は後宜機関での活用が進んでいるが、外部依頼に対応可能な Ai 実施機関の偏在や、実施方法の標準化	O	関の音及を図るとともに、AIの一 食査技術の標準化(撮影方法、
-	的な調査の	や専門知識を有する従事者が少ない現状がある。		の確保及び読影能力の向上に の確保及び読影能力の向上に
	用について		努める。(医師会、放射線技	
\	,		①本年度における取組実績	②取組における課題など
		古城民にのいる以私内台(アルコも) 次則凹跡議会は忌	(予定を含む)	(実施できていない理由等)
	1		1	1
	〈実施中〉		・科学捜査研究所による鑑定を	・将来的に鑑定室を増設予定が
		は鑑定室等の増設を計画している。 + 医労教室よの連携を図っている。	実施し、迅速な結果回答を行う	あるが、予算確保や設置場所の
		去医学教室との連携を図っている。 ************************************	・簡易薬物検査(インスタントビュ	問題等がある
	□ 間易検査・ 定を実施し [・]	キットを用いた予試験の徹底を図るほか、科学捜査研究所による鑑 ている	一)、青酸化合物簡易検査(シア	
県警	(実施予定)		ンチェッカー)を実施している	
		・ キットの予算要求を行う。		
· 検 察		、プロンディストではつ。 生検査が確実に実施されるように、高知大学法医学教室と連携を図		
芹	っていく。		2	
	・医師会との)連携を検討する。	・ ・Aiの実施件数は昨年同時期比	
	2		で 63 件増加(実施率は同時期	
	〈実施中〉		比で 8.9%増)	
	•Ai 実施率l	は平成 29 年中は 59.6%で年々増加しており、有効利用できている。		
海上				
保安部				
пþ				
	② /スの(4h)		2	:
	くその他〉 ・ロ本医師会	会でAiの活用方法等について検討が進められている。		・Ai 画像の読影機会を増やす必
医	口 个 区 即 :	云へいノルカノム寺に ノい・(快引ル)延めりかしている。	に 1 回程度開催しており、県内	
医師会			からも参加している	・Ai と検案の両方に知識のある
云			·高知CT研究会においてAiに関	講師が少なく、十分な Ai 所見を
			する特別講演を開催(H30年6月	活用できない
			高知県放射線医会共催)	
歯				
歯科医師会				
師				
会				2
放	② /宝饰山\		2	2
射	〈実施中〉 •Δ:講習会/	こよりAiに対する関心を高めたり、Ai実施施設を増やすための広報	・Ai の適切な利用を進めるため	:
林	「Ai踊自云」 活動を行っ		の広報活動を継続して行う	施設個々の事情がある
放射線技師会	/ 実施予定)		・Ai 講習会を開催し、Ai 検査技	
云		析の標準化を目指したい。	術の標準化を進めたい	
	1		1	:
	〈実施中〉		・液体クロマトグラフ・質量分析	: :
		'トグラフ・質量分析計(GC-MS)を用いた迅速かつ精度の高い薬毒	計(LC-MS)の導入予定	
		開発している。		
	〈実施予定〉			: :
>+		rトグラフ・質量分析計(LC-MS)の導入。		
法医	〈その他〉 ■☆☆できる	S. 恋害物の対象節囲た近大する	(a)	
学	「快車できる	5薬毒物の対象範囲を拡大する。	② 一般的は、	
学教室	②		・解剖時に Ai 画像を参考にして	
-	〈実施中〉		いる	: :
		こ Ai 画像を参考にしている。	・Ai 画像所見と解剖所見を比較	
	〈実施予定〉		検討を行っている	
	•Ai 画像所	見と解剖所見との比較検討。		
	〈その他〉			
	•Ai 有効利	甲の推進。		
県				

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成 30 年度)【6-5】

IJ	<u>- 同州ボリ</u> 頁目名	こおける死囚究明等の推進のために 課 題		对 策	0 千度/【0 0】
5 ナ	大規模災害	南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時	①身元確認に従事・	する歯科医師の確保及び歯科診	療情報の標準化(全国共通
身: 死 業·	生 時 等 の 元確認及び 体 検 案 作 への対応に いて	において大量の遺体が発生した場合、身元確認 及び死体検案作業が困難を極めることが予想されるため、有事の際、それらの作業を円滑に実 施できるよう訓練等によって有事に備える必要 がある。	る。(歯科医師会) ②大規模災害発生 よう、日頃から関係 関連する訓練等へ	・ャート導入)と同情報のデータベータで) 時において身元確認及び死体検: 係機関の連携を図るとともに、平 への積極的な参加により、当該技 で会、歯科医師会、法医学教室、抗	案作業が適切に実施できる 素から有事に備えるために、 能の向上に努める。(県警、
				①本年度における取組実績 (予定を含む)	②取組における課題など (実施できていない理由等)
県警•検察庁	し、発災時I ・「高知県警 ・毎年、災害 研修等を行 向上に予定 ・発災時等	・ 『警備訓練・検視専科等において身元確認作業及 ・い、関係機関にも同研修へ参加を募り、連携を図 ○ている。	報のデータベース構なび死体検案作業のるとともに当該技能	② ・H30 年6月に高知県歯科医師会と合同研修会を実施(日本大学歯学部教授による講演、模擬訓練を実施) ・H30 年9月に宿毛市開催の災害警備訓練に参加 ・発災時の検案作業が円滑に実施できるよう、光源や水の確保のための各備品を購入予定	・検案場所の確保(各署において2か所以上選定しているが、一時避難場所との重複が想定されるため複数箇所の確保が必要)
海上保安部	② 〈実施中〉 ・医師会及で と緊密に連 〈実施予定〉	び高知県警察本部が実施する各種訓練に参加する 携し有事に備えている。		② ・医師会、歯科医師会の会合に参加し、高知県警察本部と連携して所属医師との意見交換を図った	
医師会		区で実施される大規模災害発生時の遺体対応訓線 地訓練に参加している。	東等における死体検	② ・南国市、香南市、香美市で遺体 対応訓練を毎年実施	・多数遺体対応の机上訓練 も必要 ・医療救護に時間を要し、検 案は人手不足となる
歯科医師会	・生前並び 在、2県で ⁻ が、個人情 ② 〈実施中〉	・ャートは全国で統一化がされている。 に死後記録のデータベース標準化は、日本歯科 モデル事業を実施中。(ここ2、3年のうちに実用で 報保護法等の問題があり、国での法制化が必要。 書発生時の身元確認作業の効率化を図るため、『	可能となる見込みだ	① ・デンタルチャートに関しては、全国統一が出来ている ・カルテ等の標準化は、モデル県の新潟県、静岡県で終了したが、個人情報保護法の問題があり、全体としては難航している	
	・毎年、県警している。 〈その他〉 ・最大クラス る地域がで	る。 警、海上保安部、自衛隊から参加者を募り、身元確 (L2)の地震・津波に襲われた場合、交通網が分割 きる。そのため、各地区単位でも身元確認作業が 保が必要になる。	断され長期間孤立す	② ・発災時、各地区の歯科医師会単位で、円滑に身元確認作業が行えるよう準備を進めている	
放射線技師会		訓練等に参加する機会があれば、死体検案作業の れることは可能である。	の一部にAiによる訓	② ・施設によって個別に取り組みしていところはあるが、会として特段の取り組みは無し	! !
法医学教室	〈実施予定〉 ・有事対応・ ・合同訓練な 〈その他〉	書に関連する研修会や訓練等に積極的に参加する > マニュアルの作成。 などへの参加。 関係機関との連携を図りながら有事に備える。		② ・高知大学医学部附属病院で実施した災害対応訓練に参加 ・平成 30 年度高知県警察協力医会総会に参加 ・有事対応マニュアルを作成予定	
県	災会議(所管 ●「高知県広	.域防災計画(地震及び津波災害対策編・火災及び事故災 部署:県危機管理部危機管理・防災課) 域火葬計画(第一版・H26年6月策定)」の関係資料に「3 扱いガイドライン」がある。(所管部署:県健康政策部食品	. 遺体対応マニュアル」		

高知県における死因究明等の推進のために各機関で取り組むべき重点項目(平成30年度)【6-6】

耳	[目名	課題		対 策					
6	死因究明	①死因究明により得られた情報を関係機	①Aiによって得られ	られた異常所見情報を解剖診断時に活用できる仕組み(事例検討含む)					
	より得ら	関・団体等で活用することにより、検案す		Ai の読影能力向上に役立てる方策について検討する。(県警、医師					
	た情報の	る医師の資質向上や死亡時画像診断	会、法医学教室、	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100					
	用及び遺	(Ai)の精度向上を図る必要がある。]及び身元確認業務に従事する関係権					
	等に対す	②死者についての情報を知りたいという遺		ヽて検討する。 (県警、海上保安部、医 、、	脚会、				
_	説明の促について	族の要望に応じるため、医師や警察官等 は第三者のプライバシー保護に留意しつ	室、放射線技師会		りまい説明を心掛ける また				
	:12 26, 6	つ、丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと	=	因等の説明を行う際は、丁寧で分かりやすい説明を心掛ける。また、 体検案書)を交付する医師は、当該書類が人の死亡に関する厳粛な					
		が求められている。		証明であることを認識し、死亡者本人の死亡に至るまでの過程を可能					
			な限り詳細に論理	倫理的に記載する。(県警、医師会)					
		各機関における取組内容(予定含む) ※前回協調		①本年度における取組実績	②取組における課題など				
			20 24 - 17 Mil	(予定を含む)	(実施できていない理由等)				
	① 〈実施中〉			①					
		警察協力医会の研修会を開催して、特異事案に	ま事例給討等により	・H30 年6月に高知県警察協力医会を					
	1	い、情報共有を図っている。	8 T M K H T T C S 7	開催し、高知大学医学部法医学教室					
_	•毎年、杉	え 説視専科や検視講習等を行い、関係機関に対し	て同専科等への聴	の古宮教授による講演を実施					
県整		するなどして、特異事案について事例紹介を行		・H30 年7月に検視専科を実施、11 月					
亭	•検案医(こ解剖結果を伝えて、検案技術の向上に役立て	ている。	に検視講習を実施					
県警・検察庁				・検視専科では医師等による専門的教					
一厅				養の他、実践的な特異事案想定訓練					
	2			を実施					
	│ │〈実施中〉			2					
	1.5	察官から遺族に対して調査結果を可能な限り説	明している。	・担当警察官から遺族に対して調査結					
				果を可能な限り説明している					
海上	1 医師会	会、歯科医師会等が開催する合同研修会等に	参加する。	・高知県警察本部と医師会、歯科医師					
 				会の各会合に参加し、所属医師等との					
部				意見交換を図った					
	1			(1)	1				
	〈その他〉			^ ・症例検討会開催は検討中	: ・症例検討会には、Ai と解剖所				
医師会		T会などの方針を見てから行動したい。			- 見の対比検討のデータ蓄積が ┃				
会		関による合同の事例検討研修会は、それぞれ(たたらかはスナギウムと思う	の機関がよりレベル		· · 必要				
	2	「から始める方が良いと思う。							
	1				・他団体との合同研修会は必				
歯					須のものであるが、まだ、歯科				
歯科医師会					医師会自体がそのレベルにな				
即会					っているかどうか。今後、2~3				
					年でそのようなレベルに引き上				
	(1)			1	げたい。 (1)				
放	│	;⟩							
射線	10 100 0	ァ 対して『Ai認定診療放射線技師』の取得について	て広報したい。	・Ai 講習会を継続して開催し、Ai 精度 向 E と詩影能力向 E に努める					
放射線技師会				向上と読影能力向上に努める 	技師が少ない ・所属施設の Ai 実施不可によ				
即会	〈その他〉		1		・肝属施設の AI 美施不可によ りAiの普及に繋がらない				
		関係機関による合同事例検討研修会が開催され	れば参加したい。		ンMIVI日区に来かりない				
	(宝饰山)			①					
	│〈実施中〉 │•Ai 画像÷	データの蓄積。		・Ai によって得られた異常所見情報を					
	〈実施予算			解剖時に活用している					
		・ 所見と解剖所見の比較検討。							
法医学	〈その他〉 ・Ai 画像の利活用を推進する。								
医 学									
教室	② /宝紘子5	⇒ \		・平成 30 年度高知県警察協力医会総					
至	〈実施予定〉 ・関係機関による合同事例研修会で発表すべき適切な症例の候補を検討す			会後に、Ai 画像所見と解剖所見の比					
	る。	ᇄᅳᅅᇴᆸᇅᆓᄭᅄᆙᄼᅭᅐᆺᇿᅑᅧᆞᅮᆫᄤᄱᇬᄻᇪ	ニ レ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1	較検討について発表した					
	〈その他〉								
	•死因究	明で得られた情報の利活用を推進するために	、関係機関・団体等						
	で定期的	に意見交換を行う。							
県									